

介護サービス事業所運営指導結果について

居宅介護支援
介護予防支援

【運営基準減算について】 居宅介護支援

1. サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、文書を交付して説明し、署名を得る必要がある規定を遵守していなかった。
2. ケアマネジメントプロセスで遵守しなければならない事項について、支援経過等から確認できなかった。

運営基準は最低限遵守しなければならない規定となっています。

担当ケアマネジャーが体調不良等で対応できない場合は、他のケアマネジャーが対応する等、管理者を中心として、事業所全体で遵守する必要があります。

ケアマネジメントプロセスに関する記録については、事業所のルールを作り、管理者や請求担当者等が確認できるようにしてください。

どこで、だれと、何を行ったか、分かるように記載してください。

例) アセスメント

利用者の自宅で、利用者及び利用者の配偶者と面接を行い、～

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3[居宅介護支援]の6

(1)サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合

→文書の交付に加えて、口頭での説明を行うとともに、理解したことについて署名を得ることが望ましいと規定されています。

⇒ 契約月から当該状態が解消された月の前月まで減算。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更

- ① （アセスメント時に）利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② サービス担当者会議を開催していない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ③ 居宅サービス計画について、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得た上で、利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付していない場合

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(3)サービス担当者会議を行っていない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者
に照会するなどにより意見を求めることができますが、利用者の状況や
居宅サービス計画の原案の内容を共有してください。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(4)モニタリングについて（特段の事情のない限り減算）

- ① 次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合
 - ・ 1月に1回、利用者の居宅を訪問する
 - ・ 2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う（利用者の同意を得る等の要件あり）
- ② モニタリングの結果を記録していない場合

★運営基準減算について（要確認）

運営基準減算は1月目は50%減算、2月目以降は100%減算となります。

また、運営基準減算がある月は、初回加算（該当者のみ）が算定できません。

当該規定は最低限遵守しなければならない事項であることから、運営指導での指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。

モニタリングについて 【介護予防支援】

モニタリングについて

- ① 次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない
 - ・ 3月に1回、利用者の居宅を訪問する
 - ・ 6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う（利用者の同意を得る等の要件あり）
- ② モニタリングの結果（支援経過等）を月に1回記録していない

減算規定はありませんが、運営基準を遵守しているか、居宅介護支援事業所に委託しているケースを含めて、確認してください。

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】 居宅介護支援

1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合に、必要な理由が計画に記載されていない。
2. 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている。
3. 居宅サービス計画の軽微な変更を行う場合に、担当者に対する照会内容について記録していない。
4. 医療系サービスを位置付けているが、主治の医師に居宅サービス計画を交付していない。
5. 生活援助中心型（訪問介護）を計画しているが、居宅サービス計画第1表の算定理由が記載されていない。

【BCPの策定等】 【衛生管理等】 居宅介護支援

1. 感染症発生時の業務継続計画を作成していない。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成していない。
3. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。

業務継続計画（感染症）には、新型コロナウイルス以外の感染症についても記載してください。

※ 業務継続計画と指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。

【勤務体制の確保】

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職向け研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」

【秘密保持等】

家族の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【虐待の防止】

虐待の防止のための指針に「成年後見制度の利用支援に関する事項」が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【虐待の防止】

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ・虐待の防止のための研修を実施していない。

虐待などの発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催してください。

虐待防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に研修を開催してください。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を開催してください。

高齢者虐待防止措置未実施減算に該当しますので、必ず実施してください。

【特定事業所加算】 居宅介護支援

事業所の介護支援専門員に対して実施する研修について、次年度が始まる前に次年度の計画を定めていない。

他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で開催する事例検討会、研修会は、事例検討会等の内容、共同で実施する他の事業所等について、次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。

「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。

【入院時情報連携加算】 居宅介護支援

情報を提供した日時の記載がない。

入院時に情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について支援経過等に記録してください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（老企第22号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振第0331003号、老老第0331016号）

標準様式通知（介護報酬の解釈③Q A・法令編）

- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（老企第29号）
- 介護予防支援業務に係る関連様式について（老振第0331009号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第20号）
- 指定居宅介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第129号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老老発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>